## 4.3 計画

### 4.3.1 環境側面

1.0 目的

この手順は，福井大学が環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で管理できるもの，及び他組織（出入り業者等）による事業活動やサービスの環境側面の中で本学が影響を及ぼすことができるものを特定する．それらの中で，新規又は変更されたもの，著しい環境影響を与える，あるいは与える可能性がある環境側面（以下，著しい環境側面という）を決定する手順を整備し，運用するための責任及び行動を定める．環境目的．目標の設定に当たっては，これらの著しい環境側面の改善・推進を考慮する．

2.0 環境影響評価の時期及び種類

環境影響評価の評価時期と分析方式は以下のとおりとする．

(1)評価時期

①環境影響評価は，環境マネジメントシステム導入時に実施する．

②導入後は，以下の事項が発生した時に財務・施設委員会又は環境保全等推進小委員会が環境影響評価を開始するか否かを検討し，必要と認めた場合，総括環境責任者を通じ松岡地区総括環境責任者に指示し，実施される．

・法律・条例の新設・改廃
・業務内容の変更
・学長による見直し
・利害関係者からの環境に関する要望・苦情
・新規事業への着手・あるいは完成
・新技術又は新装置の導入・廃棄等
・ISO14001（JIS Q 14001）規格の変更

また，環境保全等実施専門部会は環境影響評価が福井大学の事業活動又はサービスについて，最新の状況に対応していることを確かめるため，上記事項の発生有無及び検討の実施について定例会議で随時確認し，重要な変更があった場合，環境保全等推進小委員会に報告する．

③環境保全等実施専門部会は，②に関わらず，毎年環境影響評価のための調査を行うことができる．

(2)分析方式

①「代表者分析」：福井大学松岡キャンパス全体の環境を大局的に把握するために用いられる方式．実施組織は，松岡地区総括環境責任者の権限で発足し，有識者により構成される．

②「業務分析－内部用」：全ユニットに対して適用でき，ユニット固有の状況を把握するための方式．環境影響調査票が用いられる．

③「業務分析－外部用」：本学関係者に対して用いられ，本学関係者固有の状況を把握するための方式．間接影響調査票が用いられる．

## 3.0　環境影響識別項目

(1)環境影響

評価対象とすべき環境影響要素は，以下のように大別するものとする．

・大気，水，土壌，音，ユレ，におい，地盤，資源，廃棄物，気温，オゾン層，人体，景観，その他環境保全等実施専門部会が必要と認めた要素

※環境影響とは，環境影響要素に有益な，または有害な影響を与えた結果をいう

(2)状況

①通常

事業活動が通常状態及び通常のメンテナンスが行われている時．

②非通常

施設・設備の立ち上げ，シャットダウン時．

③事故・緊急

爆発等の人災や地震・火災等の天災が起きた時．

## 4.0　手順

### 4.1　環境側面及び環境影響の調査

(1)学内調査

①松岡地区総括環境責任者は，学内調査を実施するに当たり，調査の目的に合わせ，分析方式を選択し，実施を指示する．学内調査では「代表者分析」及び「業務分析－内部用」が適用でき，両方又は一方を選び適用することができる．

≪代表者分析≫

・松岡地区総括環境責任者は，有識者により実施組織を組織し，自らも責任者として出席する

・実施組織は，環境影響識別項目に留意し，環境側面及び環境影響（候補）を拾い出し，環境影響登録簿に登録し，環境保全等実施専門部会に提出する

≪業務分析－内部用≫

・松岡地区総括環境責任者は，環境影響識別項目に留意し，環境影響調査票を見直し，最適化を行う．

・松岡地区総括環境責任者は組織図等により，学内環境調査を行うユニットを選定し，調査の実施を各ユニット代表者に依頼する.

・各ユニット代表者は，関係する教職員にヒアリングあるいは環境影響調査票を配布し，その結果を環境保全等実施専門部会に報告する.（注）漏れがないように細心の注意を払うこと.

②環境保全等実施専門部会は，環境影響調査票を集約・調整し，福井大学の環境側面・環境影響を特定し，環境影響登録簿に追加登録後，松岡地区総括環境責任者に提出する. 環境保全等実施専門部会は，必要に応じて，再調査や現物調査を行う.

③新規大型プロジェクトについては，大型機器導入・施設整備に関する事前環境影響評価表を参照する.

(2)本学関係者の調査

①松岡地区総括環境責任者は，本学に出入りする関係者の中から，本学の活動に大きく関係し，なおかつ環境影響が大きい業務（例：建築・建設（元請け），重油納入，灯油納入，液体窒素納入，ガスボンベ納入，高圧ガス納入，廃棄物搬出，学内清掃，ボイラー運転. ）を行っていると思われる者を，本学関係者として選定し，調査対象本学関係者に登録する.

②松岡地区総括環境責任者は，本学関係者を対象に環境保全等実施専門部会に環境側面・環境影響の特定，並びに環境影響評価の実施を指示する.

③環境保全等実施専門部会は，調査対象本学関係者に記載された本学関係者に対し，調査を実施する. 間接影響調査票を用いる場合，環境影響識別項目に留意し，最適化を行った後，松岡地区総括環境責任者の承認を得ること.

④環境保全等実施専門部会は，調査結果を基に，福井大学の環境側面・環境影響を特定し，環境影響登録簿に追加登録後，松岡地区総括環境責任者に提出する.

## 4.2 環境影響評価

①松岡地区総括環境責任者は，環境影響登録簿を確認し，環境影響評価の実施を環境保全等実施専門部会に指示する. 環境影響登録簿は環境保全等実施専門部会で保管する.

②環境保全等実施専門部会は，以下の評価指針を基に，総体的に評価することで著しい環境側面を決定し，環境影響登録簿に追記し，松岡地区総括環境責任者に提出する.

≪評価指針≫

・環境影響の大きさ（有害性，影響の深刻さ，影響の持続性，発生の頻度など）

・法律・条例の有無

・社会・利害関係者（教職員等を含む）の関心事への配慮

・対コスト効果

・大学のビジョン（事業計画，方針など）

③総括環境責任者は，松岡地区総括環境責任者の報告を受け確認し，必要に応じて環境保全等推進小委員会に報告し，承認を得る．又松岡地区総括環境責任者は著しい環境側面を【著しい環境側面一覧】に登録する．

4.3　著しい環境側面の取扱い

①著しい環境側面は，次のいずれかの方法により管理すること．尚，管理方法が決定した場合，松岡地区総括環境責任者は【著しい環境側面一覧】を必要に応じ更新すること．

・改善・調査活動（目的，目標及び実施計画を設定し，運用管理を行う）

→≪目的，目標及び実施計画≫≪運用管理≫

・維持管理活動（目的及び目標を定めず，その時点のパフォーマンスを維持又は活動の継続を目的とし，運用管理を行う）

→≪運用管理≫

・予防・緩和活動（目的及び目標を定めず，事故及び緊急事態の発生を予防するための手順並びにそれらによる環境影響を緩和するための手順を整備し，リスク管理を行う）

→≪緊急事態への準備及び対応≫

※運用管理：運用を確実にするための管理活動で，具体的には手順書を設定（必要に応じ）し，関係教職員に徹底すること，本学関係者においては購買時（契約を含む）の仕様に織り込むことや運転・施工・活動前に指導（要請及び依頼を含む）すること等がある

≪管理マトリックス≫　◎必須事項　○任意事項

| | PLAN | | | DO | | CHECK |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 規格 | 環境側面 | | 目的，目標及び実施計画 | 運用管理 | 緊急事態への準備及び対応 | 監視及び測定 |
| 関連事項 | 著しい環境側面 | 改善・調査活動 | ◎ | ○ | | ◎ |
| | | 維持管理活動 | | ○（大学）<br>◎（本学関係者） | | ◎ |
| | | 予防・緩和活動 | | ○ | ◎ | |

5.0　様式

・FMS431-1　：　環境影響調査票
・FMS431-2　：　環境影響登録簿
・FMS431-3　：　大型機器導入・施設整備に関する事前環境影響評価表
・FMS431-4　：　調査対象本学関係者
・FMS431-5　：　間接影響評価票（新規業者）
・FMS431-6　：　間接影響評価票（継続業者）

| | 計　画<br>環　境　側　面 | |
|---|---|---|

## 著しい環境側面一覧

【凡例：　●　環境に悪いこと　　○環境に良いこと】

| 区分 | 環境側面<br>☆:直接<br>★:間接 | | 環境影響 | | | | | | | | | | | | | 場面 | | 活動区分 | | | 著しい環境側面管理番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 大気 | 水 | 土壌 | 音 | ユレ | におい | 地盤 | 資源 | 廃棄物 | 気温 | オゾン層 | 人体 | 景観 | 通常・非通常 | 事故・緊急 | 改善・調査活動 | 維持管理活動 | 予防・緩和活動 | |
| 全体 | 総エネルギーの消費 | ☆★ | ● | | | | | | | ● | ● | ● | | | | ● | | ● | | | 1 |
| | 紙の消費 | ☆ | | | | | | | | ● | | | | | | ● | | ● | | | 2 |
| | 水の使用 | ☆ | | | | | | | | ● | | | | | | ● | | ● | | | 3 |
| | 生活排水の排出 | ☆★ | | ● | | | | | | | | | | | | ● | | ● | | | 4 |
| | 事業系排水の排出 | ☆★ | | ● | | | | | | | | | | | | ● | | ● | | | 5 |
| | 一般廃棄物の排出 | ☆★ | | | | | | | | | ● | | | | | ● | | ● | | | 6 |
| | 分煙 | ☆ | ● | | | | | | | | | | | | | ● | | ● | | | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | | | 8 |
| | 受動喫煙 | ☆ | ● | | | | | ● | | | | | | ● | | ● | | ● | | | 9 |
| | 緑地・植栽整備 | ☆★ | ○ | | | | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | 10 |
| | ボイラーの運転 | ☆★ | ● | | | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | 11 |
| | ボイラーの火災・爆発 | | ● | | ● | | | ● | | | | | | | | | ● | | | ● | 12 |
| | 発電機の運転 | ☆★ | ● | | | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | 13 |
| | 発電機の火災・爆発 | | ● | | ● | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | 14 |
| | 冷温水発生機の運転 | ☆★ | ● | | | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | 15 |
| | 冷温水発生機の火災・爆発 | | ● | | ● | | | ● | | | | | | | | | ● | | | ● | 16 |
| | 実験排水処理<br>実験排水漏洩 | ☆★ | | ● | ● | | | | | | | | | | | | ● | ● | | ● | 17 |
| | 空調機の運転<br>フロン漏洩 | ☆★ | | | | | | | | | | | ● | | | | ● | | | ● | 18 |
| | 地下タンクの危険物の貯蔵 | ☆ | | | ● | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | 19 |
| 個別 | 有害化学薬品の使用 | ☆ | ● | ● | | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● | | | 20 |
| | 薬品の漏洩 | ☆ | | ● | ● | | | | | | | | | ● | | | ● | ● | | ● | 21 |
| | 実験廃液の漏洩 | ☆ | | ● | ● | | | | | | | | | ● | | | ● | ● | | ● | 22 |
| | 重油注入時の漏洩 | ☆ | | ● | ● | | | | | | | | | ● | | | ● | | | ● | 23 |
| | ボンベの爆発事故 | ☆ | ● | | | | | | | | | | | ● | | | ● | | | ● | 24 |
| | 放射線の漏洩 | ☆ | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | | | ● | 25 |
| | (削除) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 26 |
| | (削除) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 27 |
| | 屋内の危険物の貯蔵<br>油類漏洩 | ☆ | | | ● | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | 28 |
| | 厨房等の排水処理<br>油水の漏洩 | ☆ | | | ● | | | | | | | | | | | | ● | | | ● | 29 |
| | PCBの漏洩 | ☆ | | | ● | | | | | | ● | | | ● | | | ● | | ● | | 30 |

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

### 4.3.2 法的及びその他の要求事項

1.0 目的

この手順は，福井大学の事業活動，サービスの環境側面に適用可能な，環境に関する法的要求事項及び福井大学が同意するその他の要求事項（以下，法律・条例という）を特定し，参照するための責任及び行動を定めることを目的とする.

2.0 法律・条例の特定の手順

(1)導入時

①松岡地区総括環境責任者は，法律・条例について，官報，環境六法・官公庁等のホームページにより調査し，環境影響調査票を見直し，最適化を行う.

②松岡地区総括環境責任者は組織図等により，学内環境調査を行うユニットを選定し，調査の実施を各ユニット代表者に依頼する.

③各ユニット代表者は，関係する教職員にヒアリングあるいは環境影響調査票を配布し，その結果を環境保全等実施専門部会に報告する.（注）漏れがないように細心の注意を払うこと.

④環境保全等実施専門部会は，環境影響調査票を集約・調整し，法規制を特定し，松岡地区総括環境責任者に報告する. 環境保全等実施専門部会は，必要に応じて，再調査や現物調査を行う.

⑤松岡地区総括環境責任者は，報告内容を基に法規制の特定を行い，【法規制リスト】に登録する.

(2)定期（導入時を除く）

①法律・条例に関する新設・改廃等の情報の担当・問い合せ先・タイミング・入手方法は，次の通りとする. 必要に応じて，官報を参照する.

| 名　称 | 担　当 | 問い合せ先 | タイミング入手方法 |
|---|---|---|---|
| 法律・条例及び解説 | 環境保全等実施専門部会 | 環境ふくい推進協議会 | 常時 |

②環境保全等実施専門部会は，新設・改廃等があった場合，法律・条例調査報告書でもって松岡地区総括環境責任者に報告する.

③松岡地区総括環境責任者はその内容を確認し，速やかに，【法規制リスト】を更新し，必要な指示を行うこと.

(3)臨時

①環境保全等実施専門部会は，福井大学の事業活動，サービスの変更，新規設備の導入及び変更等があった場合，法的及びその他の要求事項の調査を行い，必要に応じて【法規制リスト】を更新する.

②大型新規プロジェクトが発足した時は，大型プロジェクト事前環境影響評価表に基づき法律および条例の調査を行う.

## 3.0 適用される法律・条例の取扱い

①法律・条例は，次のいずれかの方法により管理すること.

・改善・調査活動（目的，目標及び実施計画を設定し，運用管理を行う）

→≪目的，目標及び実施計画≫≪運用管理≫

・維持管理活動（目的及び目標を定めず，その時点のパフォーマンスを維持又は活動の継続を目的とし，運用管理を行う）

→≪運用管理≫

・予防・緩和活動（目的及び目標を定めず，事故及び緊急事態の発生を予防するための手順並びにそれらによる環境影響を緩和するための手順を整備し，リスク管理を行う）

※運用管理：運用を確実にするための管理活動で，具体的には手順書を設定（必要に応じ）し，関係教職員に徹底すること，本学関係者においては購買時（契約を含む）の仕様に織り込むことや運転・施工・活動前に指導（要請及び依頼を含む）すること等がある

≪管理マトリックス≫　◎必須事項　○任意事項

| | PLAN | | | DO | | CHECK | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 規格 | 法的及びその他の要求事項 | | 目的，目標及び実施計画 | 運用管理 | 緊急事態への準備及び対応 | 監視及び測定 | 順守評価 |
| 関連事項 | 法律・条例 | 改善・調査活動 | ◎ | ○ | | ◎ | ◎ |
| | | 維持管理活動 | | ○（大学）<br>◎（本学関係者） | | ◎ | |
| | | 予防・緩和活動 | | ◎（本学関係者） | ◎ | | |

## 4.0 様式

・FMS432-1　：　法律・条例調査報告書

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

## 法規制リスト【環境関連法規制適用条件（A）および規制内容（B）】

### 地球温暖化対策推進法

**（A）適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①相当程度多い温室効果ガスの排出をする. | ボイラーの運転<br>発電機の運転<br>冷温水発生機の運転<br>（中央機械室）<br>エネルギーの消費 |
| ≪温室効果ガス≫ | |
| 1. 二酸化炭素 | |
| 2. メタン | |
| 3. 一酸化二窒素 | |
| 4. ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの | |
| 5. パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの | |
| 6. 六フッ化硫黄 | |
| ≪特定排出者≫ | |
| ・省エネ法に規定する第一種特定事業者又は省エネ法に規定する第二種特定事業者及び設置しているすべての工場・事業者の年間のエネルギー使用量の合計が，1，500kl（原油換算）以上の事業者<br>・温室効果ガス種類ごとの温室効果ガスの排出量が二酸化炭素換算で3，000トン以上である（エネルギー起源二酸化炭素を除く） | |

**（B）規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 温室効果ガス算定排出量の集計①<br>温室効果ガス算定排出量の報告①<br>**【第 21 条の 2】** | **（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令　参照）** |
| | **（温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令　参照）** |
| | **（温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令　参照）** |
| | **（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令　参照）** |
| | ≪報告事項≫ |
| | ・特定排出者（事業所）に関する情報 |
| | ・温室効果ガスの種類ごとの温室効果ガス算定排出量に関する情報<br>※エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスについての報告は，二酸化炭素換算で 3,000 トン以上である温室効果ガスについてのみ |
| | ≪算定排出量算定期間≫ |
| | ・二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素　4 月1日－翌年 3 月 31 日まで |
| | ・ハイドロフルオロカーボン，パーフルオロカーボン，六フッ化硫黄　1月1日－12 月 31 日まで |
| | ≪報告の期限≫ |
| | ・毎年度　6月末日まで |
| | ≪報告先≫ |
| | ・特定排出者が行う事業を所管する一の大臣 |
| | ・省エネ法の定期報告の提出先である事業所管大臣と同一 |
| 温室効果ガス排出抑制計画を作成・公表①<br>**【第 22 条】** | 温室効果ガス排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し公表するよう努める |

### 大気汚染防止法

**（A）適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①ばい煙発生施設を設置している又は設置計画がある | ボイラーの運転<br>発電機の運転<br>冷温水発生機の運転<br>（中央機械室） |
| ≪ばい煙発生施設≫ | |
| 1. ボイラー（伝熱面積10m$^2$以上又はバーナーの燃焼能力重油換算50㍑/h以上） | |
| 13. 廃棄物焼却炉（火格子面積が2m$^2$メートル以上又は焼却能力が200kg/h以上） | |
| 30. ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算50㍑/h以上） | |
| 32. ガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算35㍑/h以上） | |
| ②特定物質発生施設を設置している又は設置計画がある | 該当なし<br>（大量に使用することはないため適用外） |
| ≪特定物質発生施設≫<br>アンモニア，弗化水素，シアン化水素等（他25物質）を発生する施設 | |

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

| ③特定建築材料が使用されている建築物を解体し，改造し，又は補修する作業 | |
|---|---|
| ≪特定建築材料≫<br>・吹き付け石綿<br>・石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材（吹き付け石綿を除く） | |

**（B）規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| ばい煙発生施設の届出①<br>変更の届出①（★印が変わった場合）<br>変更の届出①（◆印が変わった場合，又ばい煙施設の使用を廃止した場合）<br>**【第6条，第8条，第9条，第10条，第11条】** | ≪届出内容≫**（大気汚染防止法施行規則第8･11･13条）** |
| | ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名（◆） |
| | ②事業場の名称及び所在地（◆） |
| | ③ばい煙発生施設の種類 |
| | ④ばい煙発生施設の構造（★） |
| | ⑤ばい煙発生施設の使用の方法（★） |
| | ⑥ばい煙の処理方法（★） |
| | ≪添付書類≫ |
| | ばい煙濃度及びばい煙の排出の方法等を記載した書類 |
| | ※届出が受理されてから60日経過後に設置可能 |
| 排出基準の順守①<br>**【第3条】** | ≪排出基準≫**（大気汚染防止法施行規則第3～5条）** |
| | （硫黄酸化物(Sox)）<br>排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値（量）を設定<br>許容排出量($Nm^3/h$)＝K×$10^{-3}$×$He^2$<br>一般排出基準：K＝3.0～17.5<br>特別排出基準：K＝1.17～2.34 |
| | （ばいじん）<br>施設・規模ごとの排出基準（濃度）<br>一般排出基準：0.04～0.7g/$Nm^3$　　特別排出基準：0.03～0.2g/$Nm^3$ |
| | （窒素酸化物(NOx)）<br>施設・規模ごとの排出基準<br>新設：60～400ppm　　既設：130～600ppm |

| | 硫黄酸化物($m^3N/h$) | ばいじん（g/$m^3N$） | 窒素酸化物(ppm) |
|---|---|---|---|
| ボイラー№1 | 20 | 0.3 | 180 |
| ボイラー№2 | 19 | 0.3 | 180 |
| ボイラー№3 | 24 | 0.3 | 180 |
| 発電機№1 | 21 | 0.1 | |
| 発電機№2 | 21 | 0.1 | |
| 冷温水発生機 | 20 | 0.3 | 180 |

| | |
|---|---|
| ばい煙の排出制限①<br>**【第13条】** | ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない |
| ばい煙量の測定①<br>**【第16条】** | ≪測定頻度≫**（大気汚染防止法施行規則第15条）**<br>硫黄酸化物量　：　排出量10$m^3N/h$以上の特定工場等の場合　常時<br>排出量10$m^3N/h$以上の特定工場等以外の場合　1回/2ヶ月以上<br>ばいじん濃度　：　排出ガス量　4万10$m^3N/h$未満の場合　年2回以上<br>窒素酸化物濃度　：　排出ガス量　4万10$m^3N/h$未満の場合　年2回以上 |

| | 硫黄酸化物 | ばいじん | 窒素酸化物 |
|---|---|---|---|
| ボイラー№1 | 規定なし | 年2回以上 | 年2回以上 |
| ボイラー№2 | 規定なし | 年2回以上 | 年2回以上 |
| ボイラー№3 | 規定なし | 年2回以上 | 年2回以上 |
| 冷温水発生機 | 規定なし | 年2回以上 | 年2回以上 |

| | |
|---|---|
| | ※指定した測定方法により実施 |
| | ※測定結果は年月日，測定箇所，測定方法，施設の使用状況を明らかにし，3年間保存 |
| 事故時の対応・報告①②<br>**【第17条】** | 対応：施設の故障・破損・事故により大量のばい煙や特定物質が排出されたときに応急処置と復旧作業に努めること |
| | 報告：県知事に状況を通報 |

| | |
|---|---|
| 作業基準の順守義務③<br>【第 18 条の 14】<br>【第 18 条の 17】 | ≪掲示板の設置≫ |
| | 表示内容: |
| | ・届出年月日及び届出先, 届出者の情報 |
| | ・作業の実施期間, 方法, 現場責任者の氏名, 連絡場所 |
| | (大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4　参照) |
| 作業実施の届出③<br>**【第 18 条の 15】** | ≪届出内容≫ |
| | ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては, その代表者の氏名 |
| | ・特定工事の場所, 作業の種類, 実施期間 |
| | ・対象建築物等の部分における特定建築材料の種類, その使用箇所及び使用面積 |
| | ・作業の方法 |
| | ≪届出期日≫ |
| | ・作業開始日の14日前まで |
| | ≪届出先≫ |
| | ・県知事 |

**ダイオキシン類特別措置法**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①　定施設を設置している又は設置計画がある | 該当なし |
| ≪特定施設≫ | |
| ・大気系－5. 廃棄物焼却炉(火床面積が0. 5m$^2$以上又は焼却能力が50kg/h以上) | |
| ・水系－13. 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する次の施設及び廃棄物焼却炉から生ずる灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの<br>(イ) 廃ガス洗浄施設　(ロ)湿式集じん施設 | |

**(B)規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 特定施設の届出①<br>変更の届出①(★印が変わった場合)<br>変更の届出①(◆印が変わった場合,<br>又ばい煙施設の使用を廃止した場合)<br>**【第 12 条, 第 14 条, 第 17 条, 第 18 条】** | ≪届出内容≫**(ダイオキシン類特別措置法施行規則第 4・6 条)** |
| | ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては, その代表者の氏名(◆) |
| | ②事業場の名称及び所在地(◆) |
| | ③特定発生施設の種類 |
| | ④特定発生施設の構造(★) |
| | ⑤特定発生施設の使用の方法(★) |
| | ⑥発生ガス, 汚水, 廃液の処理方法(★) |
| | ≪添付書類≫ |
| | 特定施設の種類若しくは構造及びダイオキシン類の排出量等を記載した書類 |
| | ※届出が受理されてから 60 日経過後に設置可能 |
| 排出基準の順守①<br>**【第 8 条】** | ≪排出基準≫**(ダイオキシン類特別措置法施行規則第 1 条の 2)** |
| | 焼却炉　　排ガス　10ng-TEQ/m$^3$N(焼却能力:2000t/h未満) |
| 事故時の対応・報告①<br>**【第 23 条】** | 対応:施設の故障・破損・事故により大量のダイオキシン類が排出されたときに応急処置と復旧作業に努めること |
| | 報告:県知事に状況を通報 |
| ばいじん, 焼却灰, 燃え殻の基準値内処理①**【第 24 条】** | ≪処理基準≫**(ダイオキシン類特別措置法施行規則第7条の 2)** |
| | ダイオキシン類　3ng/g |
| ダイオキシン類の測定・報告①<br>**【第 28 条】** | ≪測定方法≫**(ダイオキシン類特別措置法施行規則第 2 条　参照)** |
| | ≪測定頻度≫**(ダイオキシン類特別措置法施行令第 4 条, 施行規則第 8・9 条)** |
| | 焼却炉　　排出ガス, ばいじん, 焼却灰, 燃え殻　　毎年 1 回以上 |
| | ≪測定報告≫　県知事に報告 |

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

## 水質汚濁防止法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①貯油施設を設置している又は設置計画がある | 危険物の貯蔵(地下タンク)<br>(50000㍑×3基 ・ 1900㍑×1基) |
| ≪貯油施設≫ | |
| 1. 原油, 重油, 潤滑油, 軽油, 灯油, 揮発油, 動植物油を貯蔵する施設 | 危険物の貯蔵(屋内貯蔵所)<br>(第1石油類, 第2石油類, アルコール, 重油×2基) |
| 2. 原油, 重油, 潤滑油, 軽油, 灯油, 揮発油, 動植物油を含む水を処理する油水分離施設 | 排水処理(油水分離槽)<br>(中央機械室, 食堂) |
| ②指定の有害物質または生活環境に係る項目を含む汚水や廃液を排出する特定施設を設置している又は設置計画がある | 事業系排水の排出 |
| ≪特定施設≫ | |
| 1. 水道施設のうち, 浄水施設で次のもの | 該当なし |
| 沈殿施設, ろ過施設 | |
| 2. 共同調理場に設置される厨房施設(500m$^2$以上) | 該当なし(面積が小さい) |
| 3. 飲食店に設置される厨房施設(420m$^2$以上) | 該当なし(面積が小さい) |
| 4. 科学技術に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業場に設置される次の施設 | |
| ・洗浄施設(機械, 器具, 検体等の洗浄を行う施設, 現像洗浄施設, 排ガス洗浄装置など) | 事業系排水の排出, スクラバー |
| ・焼入れ施設 | 該当なし |
| 5. トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 | 該当なし |
| 6. トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 | 該当なし |
| 7. 排水処理施設 | 排水処理, 法医解剖排水処理, 病理解剖排水処理 |

### (B)規制内容

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 排水基準の順守①②<br>**【第3条】** | **(排水基準を定める省令第1条 参照)**<br>有害物質(27物質)の含有量の基準<br>生活環境に係る項目(15項目)の基準(一日平均排出量50m$^3$以上の事業場に適用) |
| 測定及び記録①②<br>**【第14条】** | 排出水の汚染状態を測定**(水質汚濁防止法施行規則第9条)**<br>測定記録保管期間;3年 |
| 事故時の対応・報告①②<br>**【第14条の2】** | 対応:施設の破損・事故により油を含む水が公共用水域(河川, 湖沼など)に排出, または地下浸透による生活環境へ被害を生ずるおそれがあるときは, 応急処置に努めること |
| | 報告:県知事に状況・処置の概要を通報 |

## 浄化槽法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①浄化槽を設置している又は設置計画がある | 汚水の浄化(浄化槽)<br>(特高) |

### (B)規制内容

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 保守点検の実施①<br>**【第8条, 第10条】** | 保守点検の技術上の基準**(環境省関係浄化槽施行規則第2条)**<br>頻度:1回/3ヶ月**(環境省関係浄化槽法施行規則第5・6条)**<br>※記録保管期間:3年間 |
| 清掃の実施①<br>**【第8条, 第10条】** | 清掃の技術上の基準**(環境省関係浄化槽施行規則第3条)**<br>頻度:1回/ 年<br>※記録保管期間:3年間 |
| 浄化槽管理者の義務①<br>**【第10条】** | 年1回の保守点検及び清掃を実施<br>※許可業者へ保守点検及び清掃業務を委託ができる |
| 水質検査の実施①**【第11条】** | 頻度:1回/年 |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

**下水道法，五領川公共下水道事務組合下水道条例**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①下水道に1日50m$^3$以上の下水を流している，または基準以上の水質を流している/流す予定がある | 事業系排水の排出 |
| | 生活排水の排出 |
| ②水質汚濁防止法の規定する特定施設を設置している又は設置計画がある | 事業系排水の排出 |
| ≪特定施設≫ | |
| 1．水道施設のうち，浄水施設で次のもの | 該当なし |
| 沈殿施設，ろ過施設 | |
| 2．共同調理場に設置される厨房施設(500m$^2$以上) | 該当なし(面積が小さい) |
| 3．飲食店に設置される厨房施設(420m$^2$以上) | 該当なし(面積が小さい) |
| 4．科学技術に関する研究，試験，検査又は専門教育を行う事業場に設置される次の施設 | |
| ・洗浄施設(機械，器具，検体等の洗浄を行う施設，現像洗浄施設，排ガス洗浄装置など) | 事業系排水の排出，スクラバー |
| ・焼入れ施設 | 該当なし |
| 5．トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 | 該当なし |
| 6．トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 | 該当なし |
| 7．排水処理施設 | 排水処理，法医解剖排水処理，病理解剖排水処理 |

**(B)規制内容**

| 規制内容 | 基準等 | |
|---|---|---|
| 使用開始の届出，変更の届出①<br>**【第 11 条の 2】** | 届出先：公共下水道管理者<br>※所定の様式により実施(**下水道法施行規則第 6 条**) | |
| 排水基準に適合しない下水排出の禁止<br>②**【第 12 条の 2】** | ≪排水基準－有害物質(国)≫(**下水道法施行令第 9 条の4**) | |
| | 1．カドミウム及びその化合物 | 0．1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 2．シアン化合物 | 1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 3．有機リン化合物 | 1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 4．鉛及びその化合物 | 0．1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 5．六価クロム化合物 | 0．5mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 6．砒素及びその化合物 | 0．1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 7．水銀及びアルキル水銀化合物 | 0．005mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 8．アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| | 9．PCB | 検出されないこと |
| | 10．トリクロロエチレン | 0．3mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 11．テトラクロロエチレン | 0．1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 12．ジクロロメタン | 0．2mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 13．四塩化炭素 | 0．02mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 14．1・2－ジクロロエタン | 0．04mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 15．1・1－ジクロロエチレン | 1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 16．1・2－ジクロロエチレン | 0．4mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 17．1・1・1－トリクロロエタン | 3mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 18．1・1・2－トリクロロエタン | 0．06mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 19．1・3－ジクロロプロペン | 0．02mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 20．チウラム | 0．06mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 21．シマジン | 0．03mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 22．チオベンガルブ | 0．2mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 23．ベンゼン | 0．1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 24．セレン及びその化合物 | 0．1mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 25．ホウ素及びその化合物 | 10mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 26．フッ素及びその化合物 | 8mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 27．フェノール類 | 5mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 28．銅及びその化合物 | 3mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 29．亜鉛及びその化合物 | 2mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 30．鉄及びその化合物 | 10mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |

| | |
|---|---|
| | 31. マンガン及びその化合物　10mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 32. クロム及びその化合物　2mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 33. ダイオキシン類　10pg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 34. 塩化ビニルモノマー　0. 002mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 35. 1･4ージオキサン　0. 05mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | ≪排水基準ー生活環境項目(国)≫**(下水道法施行令第 9 条の 5)** |
| | 1. アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素, 硝酸性窒素含有量　380mg/ﾘｯﾄﾙ未満 |
| | 2. 水素イオン濃度(PH)　5～9未満 |
| | 3. 生物化学酸素要求量(BOD)　600mg/ﾘｯﾄﾙ未満(5日間) |
| | 4. 浮遊物質(SS)　600mg/ﾘｯﾄﾙ未満 |
| | 5. ノルマルヘキサン抽出物質ー鉱油類　5mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質ー動植物油　30mg/ﾘｯﾄﾙ以下 |
| | 6. 窒素含有量　240mg/ﾘｯﾄﾙ未満 |
| | 7. りん含有量　32mg/ﾘｯﾄﾙ未満 |
| 特定施設の届出②<br>変更の届出②(★印が変わった場合)<br>変更の届出②(◆印が変わった場合, 又特定施設の使用を廃止した場合)<br>**【第 12 条の 3, 第 12 条の 4, 第 12 条の 6, 第 12 条の7】** | ≪届出内容≫**(下水道法施行規則第 8･9･10･12･14 条)** |
| | ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては, その代表者の氏名(◆) |
| | ②事業場の名称及び所在地(◆) |
| | ③特定施設の種類 |
| | ④特定施設の構造(★) |
| | ⑤特定施設の使用の方法(★) |
| | ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法(★) |
| | ⑦公共用下水道に排出される下水量及び水質, 用水及び排水の系統(★) |
| | ※届出が受理されてから 60 日経過後に設置可能 |
| | 届出先:公共下水道管理者 |
| 排水の測定･記録②<br>**【第 12 条の 12】** | ≪測定方法≫**(下水の水質の検定方法等に関する省令　参照)** |
| | ≪測定頻度≫**(下水道法施行規則第 15 条)** |
| | 温度及びPH:1 回/日以上 |
| | BOD:1 回/14 日以上 |
| | その他:1 回/7 日以上(該当なし) |
| | ※その他の項目については, |
| | 自主的な測定:よう素消費量, COD, 濁度及び排出基準☆印について月2回(1回につき2回) |
| | 下水道管理者からの要請による測定:よう素消費量, ホルムアルデヒド, 排水基準★印について1回/月 |
| | ※測定記録は5年間保管 |
| | ≪測定箇所≫ |
| | 試料は下水に入る直前で採取(自主的な測定については, 排水処理施設出口で測定) |
| 除害施設の設置届出②<br>**【第 12 条の 11】** | 届出先:下水道管理者 |
| | ※設置完了後, 5 日以内に届出 |
| | ※設置完了後, 14 日以内に除外施設等管理責任者の選任(7 日以内に届出) |
| 事故時の対応･報告②<br>**【第 12 条の 9】** | 対応:特定物質又は油が公共下水道に流水する事故が発生したときは, 応急処置に努めること |
| | 報告:公共下水道管理者に状況･処置の概要を届出 |

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

## 土壌汚染対策法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①特定施設から有害物質を土壌に浸透させているか | 該当なし |
| ≪特定施設≫ | |
| 1. 水道施設のうち，浄水施設で次のもの<br>・沈殿施設<br>・ろ過施設 | |
| 2. 共同調理場に設置される厨房施設(500m$^2$以上) | |
| 3. 飲食店に設置される厨房施設(420m$^2$以上) | |
| 4. 科学技術に関する研究，試験，検査又は専門教育を行う事業場に設置される次の施設<br>・洗浄施設(機械，器具，検体等の洗浄を行う施設，現像洗浄施設，排ガス洗浄装置など)<br>・焼入れ施設 | |
| 5. トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 | |
| 6. トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 | |
| 7. 排水処理施設 | |

## 廃棄物処理法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①一般廃棄物を排出している | 一般廃棄物の排出 |
| ②産業廃棄物を排出し，自ら収集運搬・処分(以下，処理という)している | 該当なし |
| ③産業廃棄物を排出し，処理を委託している | 産業廃棄物の排出 |
| ④特別管理産業廃棄物を排出し，自ら処理している | 該当なし |
| ⑤特別管理産業廃棄物を排出し，処理を委託している | 特別管理産業廃棄物の排出<br>(感染性廃棄物，濃厚廃液，動物の検体) |

### (B)規制内容

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 廃棄物の適正処理①<br>**【第 6 条の 2，第 12 条】** | ≪委託基準≫ |
| | 許可を取得している収集運搬・処分業者に委託 |
| | 一般廃棄物(**廃棄物処理法施行令第 4 条の 4**) |
| 許可業者への委託③⑤<br>委託基準の順守③⑤<br>**【第 12 条】【第 12 条の 2】** | ≪委託基準≫ |
| | **(廃棄物処理法施行令第 6 条の 2・6，施行規則第 8 条の 4～4 の 4・14～16 の 4)** |
| | 1. 委託する産業廃棄物が許可項目の範囲に含まれていること |
| | 2. 委託契約は書面によって行い，次の項目を含むこと |
| | ・委託する産業廃棄物の種類及び数量 |
| | ・運搬の最終目的地(運搬委託の場合) |
| | ・処分又は再生能力(処分又は再生委託の場合) |
| | ・最終処分の場所，所在地，方法，能力(処分委託の場合) |
| | ・契約の有効期間，処理料金，委託業者の事業範囲，適正処理に係る事項など |
| | ・添付書面(運搬業，処分及び再生に係る許可証や認定証などの写し) |
| | 3. 特別管理産業廃棄物は，産業廃棄物の委託基準に加えて次の項目が追加 |
| | ・特別管理産業廃棄物の種類，数量，性状などを処理業者に通知すること |
| | 4. 委託契約書の保存期間:5年間 |
| 最終処分が適正に終わるまでの措置③⑤<br>**【第 12 条，第 12 条の 2】** | |

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 特別管理産業廃棄物処理基準の順守④<br>**【第 12 条の 2】** | ≪特別管理産業廃棄物処理基準≫（**廃棄物処理法施行令第 6 条の 5**） |
| | 処分：焼却（環境大臣の定める方法により処分）（**廃棄物処理法施行規則第 1 条の 7**） |
| | 1．空気取入口と煙突の先端以外に空気の取入口がないこと，燃焼室内のガスが 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できること |
| | 2．燃焼に必要な通風が出来ること |
| | 3．外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を投入できるものであること（除外規定 ） |
| | 4．燃焼ガスの温度測定装置が付いていること |
| | 5．燃焼室内を一定温度に保つための助燃装置が付いていること |
| | 処分までの保管基準 |
| | 1．焼却をする上で，適切な期間以上の保管禁止 |
| | 2．保管量が焼却能力の14倍を超えない量であること |
| 産業廃棄物保管基準の順守③<br>**【第 12 条】** | ≪産業廃棄物保管基準≫（**廃棄物処理法施行規則第 8 条**） |
| | 保管基準： |
| | 1．囲いがあること |
| | 2．掲示版が設けられていること（縦横60cm）<br>＜掲示内容＞<br>・産業廃棄物保管場所である旨<br>・保管する産業廃棄物の種類（石綿含有廃棄物を含む場合はその旨を含む）<br>・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 |
| | 3．産業廃棄物が飛散，流出，地下に浸透し，悪臭が生じない措置<br>・汚水が生じる場合，排水溝などを設け，底面を不浸透性の材料で覆うこと<br>・屋外にて容器を用いずに保管する場合，一定の高さ以上積み上げないこと |
| | 4．ねずみ，蚊，はえ，その他害虫が発生しないようにすること |
| | 5．石綿含有産業廃棄物においてはその他のものと混合しないよう仕切り，覆いを設ける，梱包するなど飛散防止の措置をすること |
| 特別管理産業廃棄物保管基準の順守⑤<br>**【第 12 条の 2】** | ≪特別管理産業廃棄物保管基準≫（**廃棄物処理法施行規則第 8 条の 13**） |
| | 産業廃棄物保管基準1～4に加えて次の項目が追加 |
| | 1．特別管理産業廃棄物に他のものが混入しないよう仕切りを設けること |
| | 2．廃油：容器に入れ密封，高温にさらさない |
| | 3．廃酸・アルカリ：容器に入れ密封，腐食を防止するための措置をすること |
| | 4．ポリ塩化ビフェル汚染物，ポリ塩化ビフェル処理物：腐食防止の措置 |
| | 5．廃石綿等：梱包するなど飛散防止の措置 |
| | 6．腐敗のおそれがある特別管理産業廃棄物：容器に入れ密封し腐敗防止の措置 |
| 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置⑤<br>**【第 12 条の 2】** | ≪責任者の資格≫（**廃棄物処理法施行規則第 8 条の 17**） |
| | 1．医師，歯科医師，薬剤師，獣医師，保健師，助産師，看護師，臨床検査技師，衛生検査技師又は歯科衛生士 |
| 産業廃棄物管理票の管理③⑤<br>**【第 12 条の 3】** | ≪管理方法≫（産業廃棄物，特別管理産業廃棄物の両方に適用） |
| | （**廃棄物処理法施行規則第 8 条の 20，26～29**） |
| | 1．産業廃棄物管理表（マニフェスト）A票に必要事項を記入し，交付（（特別管理）産業廃棄物の引渡し時） |
| | 2．収集運搬，処分終了の確認（B2票・D票・E票の返却時），B2票・D票・E票は 5 年保管 |
| | 3．実績報告書の作成（前年度実績を毎年 6 月 30 日までに県知事へ） |
| | 4．処理状況の把握・適切な処置（マニフェストの未送付時，虚偽内容のマニフェストを受け取ったとき，規定事項が記載されていないとき） |

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

## PCB特別措置法

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①PCB廃棄物(PCBが塗付・染込み・付着・封入したものを含む)を保管しているか | PCB 使用機器の保管 |

**(B)規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 保管等の届出, 公表①<br>**【第 8 条】** | 保管及び処理状況を届出(**PCB 特別措置法施行規則第 5 条**)<br>毎年度, 当該年度6月30日までに県知事へ届出 |
| 期間内の処分①**【第 10 条】** | 施行日から15年 |

## 家電リサイクル法

**（A）適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①特定家庭用機器を排出する予定がある<br>≪特定家庭用機器≫<br>１ユニット型エアコンディショナー(ウインド型エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け型若しくは床置き型であるセパレート型エアコンディショナーに限る。)　２テレビジョン受信機のうち、次ぎに掲げるもの　イ　ブラウン管式のもの　ロ　液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの　３電気冷蔵庫及び電気冷凍庫　４電気洗濯機及び衣類乾燥機 | 一般廃棄物の排出 |

**（B）規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 適正な処理①<br>**【第 6 条】** | 廃棄物を排出する場合は, 再商品化等を行う者へ引き渡し, 引き取り料金の支払いに応じること |

## 容器包装リサイクル法

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①容器包装廃棄物を排出する | 一般廃棄物の排出 |

**(B)規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 容器包装廃棄物の分別・排出①**【第 10 条】** | 市町村に分別基準がある場合は, 分別排出すること |

## 食品リサイクル法

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①食品廃棄物等を排出している<br>≪食品廃棄物等≫<br>1. 食品が食用に提供された後又は提供されずに廃棄したもの<br>2. 食品の製造, 加工又は調理の課程において副次的な物のうち食用に提供できないもの<br>≪食品関連事業者≫<br>食品の製造, 加工, 卸売り又は小売を業として行うもの, または飲食店業を行うもの | 該当なし<br>（廃棄物処理も業者委託のため適用外） |

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 廃棄物発生の抑制①**【第 4 条】** | 食品の購入または調理方法の改善により抑制に努めること |

## 建設リサイクル法

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①特定建設資材を使用した次の対象建設工事の計画がある<br>≪対象建設工事≫<br>1. 床面積の合計が80m$^2$以上のもの （解体工事の場合）<br>2. 床面積の合計が500m$^2$以上のもの（新築又は増築工事の場合）<br>3. 請負代金の額が1億円以上のもの（新築工事等であり新築又は増築工事の床面積の合計が500m2以上のもの以外の場合）<br>4. 請負代金の額が500万円以上のもの（建築物以外で解体又は新築工事等の場合）<br>≪特定建築資材≫<br>コンクリート, コンクリート及び鉄から成る建設資材, 木材, アスファルト・コンクリート | 産業廃棄物の排出<br>（建設工事に伴うもの） |

| (B)規制内容 | |
|---|---|
| 規制内容 | 基準等 |
| 対象建設工事の届出①<br>【第 10 条】 | 時期・期限：工事着手の7日前まで |
| | 届出先：県知事 |
| | ≪届出内容≫ |
| | 1. 解体する建築物等の構造（解体工事の場合） |
| | 2. 使用する特定建設資材の種類（新築工事等の場合） |
| | 3. 工期・工程の概要 |
| | 4. 分別解体等の計画 |
| | 5. 解体による建設資材の見込み量（解体工事の場合） |
| | 6. その他（工事名称・場所，工事の種類，工事の規模など） |
| | ※届出内容を変更する場合，7日前までに実施 |
| 請負契約の締結①<br>【第 13 条】 | 通常の記載項目に加え，次の項目を記載すること |
| | 1. 分別解体等の方法 |
| | 2. 解体工事に要する費用 |
| | 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 |
| | 4. 再資源化に要する費用 |
| 再資源化が適正に行われなかった場合の申告・措置①【第 18 条】 | 申告先：県知事 |

## 自動車リサイクル法

| (A)適用条件 | |
|---|---|
| 適用条件 | 環境側面 |
| ①自動車を所有している | 産業廃棄物の排出 |

| (B)規制内容 | |
|---|---|
| 規制内容 | 基準等 |
| 引渡義務①【第 8 条】 | 廃棄する場合は引取業者に引き渡す |
| リサイクル料金の適切な負担①<br>【第 73 条】 | 最初の登録，車検証の交付，車両番号の指定を受けるときまでに相当する額のリサイクル料金を負担 |
| 預託証明書類の提示①【第 74 条】 | 登録又は車検証の交付時に提示 |

## フロン回収破壊法

| (A)適用条件 | |
|---|---|
| 適用条件 | 環境側面 |
| ①第一種特定製品を設置している/設置計画がある | 産業廃棄物の排出 |
| ≪第 1 種特定製品≫ | |
| フロン類（CFC，HCFCなど）が充填されている，次の業務用機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外） | |
| ・エアコン | |
| ・冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍機能を有する自動販売機を含む） | |
| ②第二種特定製品を所有している/購入計画がある | 産業廃棄物の排出 |
| ≪第二種特定製品≫ | |
| 自動車に搭載された冷媒にフロン類が充填されているエアコンディショナー | |

| (B)規制内容 | |
|---|---|
| 規制内容 | 基準等 |
| 第一種フロン類の引渡義務①<br>【第 19 条】 | 第一種特定製品廃棄する場合，自ら又は他の者に委託して第一種フロン類回収業者に対し引き渡す |
| 第二種フロン類の引渡義務②<br>【第 41 条】 | 第二種特定製品の回収及び破壊については，自動車リサイクル法による |
| フロン類の大気放出の禁止①②<br>【第 38 条】 | |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

## 資源有効利用促進法

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①特定再資源化製品を設置している | 産業廃棄物の排出 |
| ≪特定再資源化製品≫ | |
| ・ディスクトップパソコン本体 | |
| ・ディスプレイ(ブラウン管式又は液晶式) | |
| ・ノートブックパソコン | |

**(B)規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 販売業者への引渡し①<br>【第4条】 | メーカー等の行う回収・リサイクルへの協力<br>・リサイクル料金の適切な負担，使用済み製品の引き渡し等 |

## グリーン購入法

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①独立行政法人等である | 設備，機器，備品の購入，事務用品の購入 |

**(B)規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 環境物品等の調達方針の作成①<br>調達方針の公表①<br>調達方針に基づく物品等の調達①<br>**【第7条】** | ≪調達方針記載事項≫ |
| | 1．国が重点的に調達を推進すべき物品に関わる調達目標 |
| | 2．上記以外の物品に関わる調達目標 |
| | 3．調達推進に関する事項 |
| 調達実績の取りまとめ・公表・通知①<br>**【第8条】** | 時期：毎会計年度又は毎事業年度の終了後<br>通知先：環境大臣(主務大臣経由) |

## 騒音規制法

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①指定地域内で特定施設を設置している/設置計画がある | 空気圧縮機，送風機 |
| ≪指定地域≫ | |
| 県知事が指定する地域　：　第2種区域 | |
| ≪特定施設≫ | |
| 空気圧縮機及び送風機(原動機　定格出力7．5kw以上のもの)等 | |
| ②指定地域内で特定建設工事を施工している/施工計画がある | 該当なし |

**(B)規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 規制基準の順守①<br>**【第5条】** | ≪規制基準≫ |
| | 第2種区域での規制基準は次のとおり |
| | 午前6時から午前8時まで　：　50デシベル |
| | 午前8時から午後7時まで　：　60デシベル |
| | 午後7時から午後10時まで　：　50デシベル |
| | 午後10時から翌日午前6時まで　：　45デシベル |
| 特定施設の設置届出①<br>**【第6条】** | 工事開始日の30日前までに，市町村長に届出 |
| | ≪記載内容≫ |
| | 1．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 |
| | 2．事業場の名称及び所在地 |
| | 3．特定施設の種類ごとの数，騒音防止の方法 |
| | 4．事業内容，常時使用する従業員数 |
| | 5．特定施設の型式，公称能力 |
| | 6．特定施設の種類ごとの通常日における使用開始および終了時刻 |
| | ※　添付書類：特定施設の配置図，特定工場等及びその附近見取り図 |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 特定施設の変更届出①<br>**【第8条】** | 次の変更による届出 |
| | ・特定施設の種類ごとの数，騒音防止の方法 |
| | ※数を減少する場合，届け出た数の二倍以内に増加する場合又は騒音の大きさが増加しない場合は該当しない |
| | 工事開始日の30日前までに，市町村長に届出 |
| 氏名変更，特定施設廃止の届出①<br>**【第10条】** | 次の変更または使用廃止の届出 |
| | ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名， |
| | ・事業場の名称及び所在地 |
| | 工事開始日の30日前までに，市町村長に届出 |
| 特定建設工事の届出②<br>**【第14条】** | 開始日の7日前までに，市町村長に届出 |
| | 1．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |
| | 2．建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 |
| | 3．特定建設作業の場所及び実施の期間 |
| | 4．騒音防止の方法 |
| | 5．建設工事の名称並びに発注者氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 |
| | 6．特定建設作業の種類 |
| | 7．規定とされる機械の名称，型式及び仕様 |
| | 8．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(下請負人が作業する場合) |
| | 9．届出をする現場責任者又は下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 |
| | ※　添付書類：附近見取り図及び工事工程表 |

**振動規制法**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①指定地域内で特定施設を設置している/設置計画がある | 圧縮機 |
| ≪指定地域≫ | |
| 県知事が指定する地域　：　第1種区域 | |
| ≪特定施設≫ | |
| 圧縮機(原動機　定格出力7．5kw以上のもの)等 | |
| ②指定地域内で特定建設工事を施工している/施工計画がある | 該当なし |

**(B)規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 規制基準の順守①<br>**【第5条】** | ≪規制基準≫ |
| | 第2種区域での規制基準は次のとおり |
| | 午前6時から午後10時まで　　：　60デシベル |
| | 午後10時から翌日午前6時まで　：　55デシベル |
| 特定施設の設置届出①<br>**【第6条】** | 工事開始日の30日前までに，市町村長に届出 |
| | ≪記載内容≫ |
| | 1．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 |
| | 2．事業場の名称及び所在地 |
| | 3．特定施設の種類及び能力ごとの数，振動防止の方法 |
| | 4．特定施設の使用の方法 |
| | 5．事業内容，常時使用する従業員数 |
| | 6．特定施設の型式 |
| | ※　添付書類：特定施設の配置図，特定工場等及びその附近見取り図 |
| 特定施設の変更届出①<br>**【第8条】** | 次の変更による届出 |
| | ・特定施設の種類及び能力ごとの数，振動防止の方法 |
| | ※種類及び能力の数が増加しない場合は該当しない |
| | 工事開始日の30日前までに，市町村長に届出 |
| 氏名変更，特定施設廃止の届出①<br>**【第10条】** | 次の変更または使用廃止の届出 |
| | ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名， |
| | ・事業場の名称及び所在地 |
| | 工事開始日の30日前までに，市町村長に届出 |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 特定建設工事の届出②<br>**【第 14 条】** | 開始日の7日前までに，市町村長に届出 |
| | 1．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |
| | 2．建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 |
| | 3．特定建設作業の種類，場所，実施期間及び作業時間 |
| | 4．振動防止の方法 |
| | 5．建設工事の名称並びに発注者氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 |
| | 7．規定とされる機械の名称，型式及び仕様 |
| | 8．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(下請負人が作業する場合) |
| | 9．届出をする現場責任者又は下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 |
| | ※　添付書類：附近見取り図及び工事工程表 |

## 悪臭防止法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①規制地域内で特定悪臭物質を使用している/使用する計画がある | 薬品の使用 |
| ≪規制区域≫ | |
| 県知事が規制する区域　：　A 区域 | |
| ≪特定悪臭物質≫ | |
| アンモニア，メチルメルカプタンその他不快な臭いの原因となる物質（全22物質） | |

### (B)規制内容

| 規制内容 | 基準等 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 規制基準の順守①<br>**【第 4 条】** | ≪規制基準≫ | | | |
| | 特定悪臭物質の許容限度（A 区域　大気中の含有率　：　X/100万　敷地境界線上） | | | |
| | アンモニア | 1 | イソバレルアルデヒド | 0.003 |
| | メチルメルカプタン | 0.002 | イソブタノール | 0.9 |
| | 硫化水素 | 0.02 | 酢酸エチル | 3 |
| | 硫化メチル | 0.01 | メチルイソブチルケトン | 1 |
| | 二硫化メチル | 0.009 | トルエン | 10 |
| | トリメチルアミン | 0.005 | スチレン | 0.4 |
| | アセトアルデヒド | 0.05 | キシレン | 1 |
| | プロピオンアルデヒド | 0.05 | プロピオン酸 | 0.03 |
| | ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | ノルマル酪酸 | 0.001 |
| | イソブチルアルデヒド | 0.02 | ノルマル吉草酸 | 0.0009 |
| | ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | イソ吉草酸 | 0.001 |
| 事故時の措置<br>**【第 10 条】** | 事故が発生し悪臭原因物質の排出が基準値に適合しない又は適合しないおそれが生じた時は，応急処置及び復旧し，事故状況を市町村長に通報すること | | | |

## 省エネ法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場である. | エネルギーの消費 |
| ≪第一種エネルギー管理指定工場≫ | |
| 燃料，熱及び電気の使用量をそれぞれ原油数量換算した量を合算した量が 3,000kl 以上の工場 | |
| ≪第二種エネルギー管理指定工場≫ | |
| 第一種エネルギー管理指定工場以外の工場で，燃料，熱及び電気の使用量をそれぞれ原油数量換算した量を合算した量が 1,500kl 以上の工場 | |
| ②特定事業者 | |
| 設置しているすべての工場・事業場の年間のエネルギー使用量の合計が 1，500kl（原油換算）以上の事業者 | |
| ③特定建築物の建築を計画している | 該当なし |
| ≪特定建築物≫ | |
| 面積が2，000$m^2$ 以上の新築・増改築及び大規模修繕等の建築物延べ床 | |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

| (B)規制内容 | |
|---|---|
| 規制内容 | 基準等 |
| 事業者の判断基準の順守①<br>計画的な取組①<br>**【第5条】** | **(工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準　参照)** |
| | エネルギーの使用に係る設備に関する基準を順守し，エネルギーの使用の合理化の適切な実施を図ること |
| | ・燃料，燃焼の合理化 |
| | ・加熱，冷却，伝熱の合理化 |
| | ・廃熱の回収利用 |
| | ・熱の動力等への変換の合理化 |
| | ・放射，伝導，抵抗等によるエネルギー損失防止 |
| | ・電気の動力，熱等への変換の合理化 |
| | エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1％以上の低減を目標とした実現に努める |
| | 1.エネルギー消費設備等に関する事項 |
| | 2.その他エネルギーの使用の合理化に関する事項 |
| エネルギー管理者の選任①<br>エネルギー管理者の選任・死亡・解任時の届出①<br>**【第8条】** | ≪選任基準≫**(省エネ法施行規則第8･9条)** |
| | 1. エネルギー管理士であること |
| | 2. 他の指定工場でのエネルギー管理者又はエネルギー管理員以外のもの |
| | ※消費設備の維持，改善及び修繕など業務管理に支障がないと認められている場合は，エネルギー管理員が兼任することができる |
| エネルギー管理者の職務①<br>**【第11条】** | ≪職務≫**(省エネ法施行規則第10条)** |
| | 1. エネルギーの使用の合理化に関する設備維持 |
| | 2. 定期報告書の作成及び立入調査に係る報告書の作成 |
| | ※職務を誠実に行うこと |
| | ※事業者はエネルギー管理員の意見を尊重 |
| | ※従業員はエネルギー管理員の指示に従うこと |
| エネルギー管理員の選任①<br>エネルギー管理員の選任・死亡・解任時の届出①<br>**【第13条】** | ≪選任要件≫**(省エネ法施行規則第11条)** |
| | 1. 経済産業省又は指定講習機関の行う講習過程を終了した者 |
| | 2. エネルギー管理士である者 |
| | ※3年に一度，指定の講習を受講していること |
| | 3. 他の指定工場でのエネルギー管理者又はエネルギー管理員以外のもの |
| | ※消費設備の維持，改善及び修繕など業務管理に支障がないと認められている場合は，エネルギー管理員が兼任することができる |
| エネルギー管理員の職務①<br>**【第13条】** | ≪職務≫**(省エネ法施行規則第14条)** |
| | 1. エネルギーの使用の合理化に関する設備維持 |
| | 2. 定期報告書の作成及び立入調査に係る報告書の作成 |
| | ※職務を誠実に行うこと |
| | ※事業者はエネルギー管理員の意見を尊重 |
| | ※従業員はエネルギー管理員の指示に従うこと |
| 中長期計画の作成・提出①<br>**【第14条】** | エネルギーの使用の合理化に関する基準項目の目標を達成するための計画を作成<br>**(省エネ法施行規則第15条)** |
| | ※　エネルギー管理員を参画 |
| | 提出期限　：　毎年度　6月末日 |
| | 提出先　：　主務大臣 |
| 定期の報告①<br>**【第15条】** | ≪報告内容≫**(省エネ法施行規則第10･11条)** |
| | 1. エネルギーの種類別の使用量及び販売副生エネルギー等の量並びに合計量 |
| | 2. エネルギーを消費する設備の新設，改造または撤去の状況及び稼動状況 |
| | 3. エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設，改造又は撤去の状況及び稼動状況 |
| | 4. エネルギーの使用の合理化に関する基準の順守状況，実施した措置 |
| | 5. 生産数量又は建築床面積その他エネルギーの使用量に係る値 |
| | 6. エネルギー使用の効率 |
| | 7. エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出量 |

| | |
|---|---|
| 特定建築物の届出，定期報告②<br>【第 75 条】 | 建築物の設計及び施工に係る事項の省エネ措置（省エネ法施行令第 15～19 条）<br>（省エネ法第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令　参照）<br>届出時期　：　着手予定日の21日前<br>届出先　：　県知事に届出<br>定期報告　：　当該特定建築物の維持保全状況を報告<br>報告時期　：　届出日の属する年度末日から起算して3年毎を区分した期間ごとの最終年度内<br>報告先　：　県知事 |

**電気事業法**

**（A）適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①事業用電気工作物を有しているか<br>≪事業用電気工作物≫<br>電気事業者から高圧以上の電圧で受電する自家用電気工作物 | 電力 |

**（B）規制内容**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 事業用電気工作物の技術基準への適合<br>【第 39 条】 | ≪技術基準≫<br>①電気設備に関する技術基準を定める省令<br>②発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 |
| 保安規程の設置・届出・順守<br>【第 42 条】 | 設置・届出時期：事業用電気工作物の使用開始前<br>内容：電気事業法施行規則第 50 条<br>届出先：経済産業大臣（電気事業法施行規則第 51 条）<br>※保安規程を変更した際も届出が必要 |
| 主任技術者の選任・届出<br>【第 43 条】 | ≪主任技術者の要件≫<br>主任技術者免状を取得している者（電気事業法施行規則第 52 条）<br>届出先：経済産業大臣<br>※解任した際も届出が必要 |
| 主任技術者の職務遂行<br>【第 43 条】 | ※主任技術者は保安監督業務を誠実に行うこと<br>※事業用電気工作物の工事，維持又は運用に従事する者は主任技術者の指示に従うこと |

**農薬取締法**

**（A）適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①農薬を使用している | 農薬散布 |

**（B）規制条件**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 表示のある農薬，特定農薬以外の使用禁止①<br>【第 11 条】 | ≪表示内容≫<br>1．登録番号<br>2．登録に係る農薬の種類，名称，物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量<br>3．内容量<br>4．登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法<br>5．人畜に有毒な農薬については，その旨及び解毒方法<br>6．貯蔵上又は使用上の注意事項<br>7．製造場の名称及び所在地<br>8．最終有効年月<br>9．その他<br>特定農薬：人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの |

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

## 化審法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①新規化学物質を製造又は輸入しようとしている(但し，試験研究用は除かれる) | 該当なし |
| ②第1種特定化学物質を製造又は輸入しようとしている(但し，試験研究用は除かれる) | 該当なし |
| ③第1～3種監視化学物質を製造又は輸入しようとしている(但し，試験研究用は除かれる) | 該当なし |
| ④第2種特定化学物質の製造又は輸入しようとしている(但し，試験研究用は除かれる) | 該当なし |

## 消防法，永平寺町火災予防条例

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①建物の用途が防火対象物である | 施設 |
| ≪防火対象物≫<br>大学 | |
| ②指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱っている | 危険物の貯蔵<br>(地下タンク(3基))<br>(屋内貯蔵所(2室))<br>(中央機械室(ボイラー・冷凍機))(1箇所)<br>(薬品庫) |
| 1. 第1種:50kg～1,000kg | |
| 2. 第2種:100kg～1,000kg | |
| 3. 第3種:10kg～100kg | |
| 4. 第4類:特殊引火物:50kg，第1石油類:200～400kg，第2石油類:1,000kg～2,000kg<br>第3石油類:2,000～4,000kg,第4石油類:6,000kg，動植物油類:10,000kg | |
| 5. 第5類:10kg～100kg | |
| 6. 第6類:300kg | |
| ③指定数量未満の危険物(少量危険物)を指定数量の1/5以上貯蔵・取り扱っている | 危険物の貯蔵<br>地下タンク(1箇所)<br>屋内貯蔵所(2箇所) |

### (B)規制条件

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 防災・防火管理者の選任・解任時の届出①<br>防災・防火管理者の業務①<br>**【第8条】** | ≪防災・防火管理上の業務≫ |
| | 消防・防災計画の作成，当該消防計画に基づく消火，通報及び避難の訓練の実施，消防・防災の用に供する設備，消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備，火気の使用又は取扱いに関する監督，避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理および自衛消防隊組織の総括 |
| | 届出先:所轄消防長又は消防署長 |
| 施設の管理①<br>**【第8条の2の4】** | ≪管理内容≫ |
| | 廊下，階段，避難口など避難上必要な施設は，避難の支障になる物件が放置又は存置されないように管理し，防火戸は閉鎖の支障になる物件が放置又は存置されないようにすること |
| 貯蔵，取り扱いの制限②<br>**【第10条】** | 貯蔵所以外での貯蔵禁止(例外有) |
| | 製造所，貯蔵所，取扱所以外での取り扱い禁止(例外有) |
| 許可の取得②<br>**【第11条】** | 申請先:町長 |
| | **(危険物の規制に関する政令第6･7条，規則第4･5条参照)** |
| 町長の完成検査を受けること(製造所，貯蔵所，取扱所の設置時，変更時)②<br>**【第11条】** | 検査時期:製造所，貯蔵所，取扱所の使用前 |
| | ※検査合格の後，使用すること |
| | **(危険物の規制に関する政令第8条，規則第6条参照)** |
| 町長の完成検査前検査を受けること対象工事に限る)②<br>**【第11条の2】** | ≪対象工事≫ |
| | 液体の危険物を貯蔵・取り扱っているタンク |
| | ※完成検査前検査に合格しなければ，完成検査を受けることができない |
| | **(危険物の規制に関する政令第8条の2，規則第6条の4･5参照)** |
| 指定数量変更の届出(変更時に限る)②<br>**【第11条の4】** | 時期:変更の10日前 |
| | 届出先:町長 |
| | **(危険物の規制に関する規則第7条の3参照)** |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 技術上の基準適合の維持②<br>**【第 12 条】** | ≪技術上の基準－屋内貯蔵所の位置，構造及び設備の技術上の基準≫ |
| | **（危険物の規制に関する政令第 10 条参照）** |
| | ≪技術上の基準－地下タンク貯蔵所の位置，構造及び設備の技術上の基準≫ |
| | **（危険物の規制に関する政令第 13 条参照）** |
| | ≪技術上の基準－一般取扱所の位置，構造及び設備の技術上の基準≫ |
| | **（危険物の規制に関する政令第 19 条参照）** |
| 用途廃止の届出②<br>**【第 12 条の 6】** | **（危険物の規制に関する規則第 8 条参照）** |
| 危険物保安監督者の設置・届出②<br>**【第 13 条】** | 届出先：町長 |
| | ≪監督者の職務≫ |
| | 1．技術上の基準を順守 |
| | 2．危険物の保安の確保について細心の注意を払う |
| | **（危険物の規制に関する政令第 31 条・31 条の 2 参照）** |
| | **（危険物の規制に関する規則第 48 条・48 条の 2・48 条の 3 参照）** |
| 危険物取扱の制限②<br>**【第 13 条】** | 甲種危険物取扱責任者又は乙種危険物取扱責任者が立ち会わなければ，危険物を取り扱ってはならない |
| 危険物保安講習の受講②<br>**【第 13 条の 23】** | 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は取扱作業の保安に関する講習を受講 |
| 定期点検の実施②<br>**【第 14 条の 3 の 2】** | 対象施設：地下タンク貯蔵所，地下タンクを有する一般取扱所 |
| | 頻度：1 回/年以上 |
| | ≪記載内容≫ |
| | 1．点検をした製造所等の名称 |
| | 2．点検の方法及び結果 |
| | 3．点検年月日 |
| | 4．点検を行った危険物取扱者若しくは危険物施設保安員又は点検に立会った危険物取扱者の氏名 |
| | ※記録の保管は 3 年 |
| | **（危険物の規制に関する規則第 62 条の 4・5 の 2・6・7・8 参照）** |
| 危険物の運搬基準の順守②<br>**【第 16 条】** | ≪技術上の基準≫ |
| | ※運搬容器（**危険物の規制に関する政令第 28 条，規則第 41～43 条**） |
| | ・運搬容器の材質は，鋼板，アルミニウム板，ブリキ板，ガラス，金属板，紙，プラスチック，ファイバー板，ゴム類，合成繊維，麻，木又は陶磁器とする |
| | ・運搬容器は堅固で容易に破損，漏れるおそれがないもの |
| | ・腐食，損傷等異常がないこと |
| | ※積載・収納方法（**危険物の規制に関する政令第 29 条，規則第 43 の 3～46 の 2 条**） |
| | ・基準の運搬容器に収納して積載すること |
| | ・静電気による災害のおそれがある危険物の収納又は排出は，発生防止の措置を講じること |
| | ・液体の危険物を収納する場合，55 度の温度における蒸気圧が 130kpa 以下のものとすること |
| | ・温度変化等による漏れがないように運搬容器を密封して収納すること |
| | ・危険反応を起こさない性質に適応した材質の運搬容器に収納すること |
| | ・液体の危険物は，運搬容器の内容積の 98%以下の収納率で，55 度における温度で漏れないような空間容積を有して収納すること |
| | ・運搬容器の外部に，品名，数量等を表示して積載すること<br>※第四類の危険物は「火気厳禁」を表示 |
| | ・転落又は落下，転倒若しくは破損しないように積載すること |
| | ・収納口を上方に向けて積載すること |
| | ・日光の直射又は雨水の浸透を防ぐため有効に被覆する等，性質に応じて措置を講じて積載すること |
| | ・類を異にするその他の危険物又は災害を発生させるおそれのある物品と混載しないこと |
| | ・危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合においては，3m 以下で積載 |
| 事故時の措置・通報②<br>**【第 16 条の 3】** | 通報先：消防署，市町村長の指定した場所，警察署又は海上警備救難機関 |

| | 計　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

## 高圧ガス保安法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①1日当たりの処理能力が 100m³ 以上の設備で高圧ガスを製造している／製造する計画がある | 該当なし |
| ②1日当たりの冷凍能力が 20トン以上の設備で高圧ガスを製造している／製造する計画がある | 該当なし |
| ③次に定める高圧ガスを使用している<br>※ 可燃性ガス，毒性ガス，酸素ガス，炭酸ガス，空気 | 教育・研究材料の購入 |
| ④高圧ガスの容器を所有している/する予定がある | 該当なし |

### (B)規制条件

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 許可の取得②<br>変更許可の取得(変更時)<br>**【第 5 条，第 14 条】** | 申請先：県知事 |
| | ※変更許可は軽微なものが除かれる，但し届出が必要 |
| | **(一般高圧ガス保安規則第 3・14・15 条参照)** |
| 技術上の基準への適合②<br>**【第 11 条，第 13 条】** | ≪技術上の基準≫**(一般高圧ガス保安規則第 6～8 条参照)** |
| | ①圧縮機，油分離器，凝縮器及び受液器並びこの間の配管は，引火性又は発火性の物をたい積した場所及び火気の付近にないこと |
| | ②製造施設には，外部から見やすいように警戒標を掲げること |
| | ③圧縮機，油分離器，凝縮器，受液器又はこの間の配管を設置する室は，冷媒ガスが漏えい時に滞留しないような構造とすること(可燃性ガス又は毒性ガスの製造設備以外) |
| | ④製造設備は，振動，衝撃，腐食等により冷媒ガスが漏れないものであること |
| | ⑤冷媒設備は，許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について，許容圧力の 1.5 倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体の使用が困難である場合は，許容圧力の 1.25 倍以上の圧力で空気，窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)又は同等以上と認められた高圧ガス保安協会が行う試験に合格したものであること |
| | ⑥冷媒設備には，圧力計を設けること(圧縮機の油圧系統を含む) |
| | ⑦冷媒設備には，当該設備内の冷媒ガスの圧力が許容圧力を超えた場合，許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること |
| | ⑧安全装置のうち安全弁又は破裂板には，放出管を設けること．この場合，放出管の開口部の位置は，放出する冷媒ガスの性質に応じた適切な位置であること |
| | ⑨受液器にガラス管液面計を設ける場合，破損による漏えいを防止のための措置を講ずること |
| | ⑩製造設備に設けたバルブ又はコックには，作業員が適切に操作することができるような措置を講ずること |
| | ≪製造の基準≫ |
| | 1．安全弁に付帯して設けた止め弁は，常に全開しておくこと．(安全弁の修理又は清掃の場合以外) |
| | 2．高圧ガスの製造は，ガスの種類及び製造設備の態様に応じ，一日一回以上の異常の有無を点検し，異常のあるときは補修等，危険を防止する措置を講じること |
| | 3．冷媒設備の修理等及びその修理等をした後の高圧ガスの製造は，次の基準により保安上支障のない状態で行うこと<br>・ 修理等をする場合，作業計画及び責任者を定め，作業計画に従い責任者の監視の下に行うこと又は異常があった場合は責任者に通報し措置を講じること<br>・ 冷媒設備を開放して修理等をする場合，開放する部分に他の部分からガスが漏えいを防止するための措置を講ずること<br>・ 修理等が終了した場合，作動を確認した後でなければ製造をしないこと． |
| | 4．製造設備に設けたバルブを操作する場合，バルブの材質，構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう措置を講ずること |
| | ≪その他≫ |
| | 1．製造設備の設置又は変更工事を完成した場合，酸素以外のガスを使用する試運転又は許容圧力以上の圧力で行う気密試験を行つた後でなければ製造をしないこと |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 知事の行う完成検査を受けること②<br>（設置工事，変更工事の完成時）<br>【第 20 条】 | （一般高圧ガス保安規則第 31 条参照）※除外規定あり |
| 製造開始・廃止の届出②<br>【第 21 条】 | （一般高圧ガス保安規則第 42 条参照） |
| 危害予防規定の設定・届出・順守②<br>【第 26 条】 | ≪記載内容≫（一般高圧ガス保安規則第 63 条参照） |
| | 1．製造の施設及び方法に係る技術上の基準に関すること |
| | 2．保安管理体制及び冷凍保安責任者の職務範囲に関すること |
| | 3．安全な運転及び操作に関すること（技術上の基準以外） |
| | 4．保安に係る巡視及び点検に関すること（技術上の基準以外） |
| | 5．増設工事及び修理作業の管理に関すること（技術上の基準以外） |
| | 6．危険時の措置及びその訓練方法に関すること |
| | 7．協力会社の作業の管理に関すること |
| | 8．従業者への危害予防規程の周知方法及び違反した者に対する措置に関すること |
| | 9．保安に係る記録に関すること |
| | 10．危害予防規程の作成及び変更の手続に関すること |
| | 11．災害発生防止のために必要な事項に関すること |
| | 12．その他 |
| 保安教育計画の設定，教育実施②<br>【第 27 条】 | 保安教育計画に基づき教育を実施 |
| | ※参考資料：協会の定める保安教育計画 |
| 冷凍保安責任者の選任②<br>【第 27 条の 4，第 32 条】 | 選任・解任の際は，県知事に届け出ること |
| | ※要件：製造保安責任者免状を受けていること |
| | ※冷凍保安責任者は，高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する |
| | ※冷凍保安責任者は，その職務を誠実に行うこと |
| | ※高圧ガスの製造に関わるものは，冷凍保安責任者の指示に従うこと |
| 冷凍保安責任者の代理者選任②<br>【第 33 条】 | 選任・解任の際は，県知事に届け出ること |
| | ※要件：製造保安責任者免状を受けていること |
| 製造施設の保安検査の受検②<br>【第 35 条】 | 検査基準　：　製造施設に係る技術上の基準に適合 |
| | 実施者　：　県知事 |
| | 保安検査申請書提出　（一般高圧ガス保安規則第 79 条参照） |
| | 完成検査証交付日又は前回保安検査証交付日から 2 年 11 月を超えない日までに事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出 |
| | 頻度：1回/年 |
| 定期自主検査の実施<br>【第 35 条の 2】 | 検査記録を作成し保管する |
| | ≪検査基準≫（一般高圧ガス保安規則第 83 条参照） |
| | 製造施設又は消費施設に係る技術上の基準に適合 |
| | ※保安責任者の監督下にて実施 |
| | ≪記録内容≫ |
| | 1．検査をした製造施設 |
| | 2．検査をした製造施設の設備ごとの検査方法及び結果 |
| | 3．検査年月日 |
| | 4．検査の実施について監督を行った者の氏名 |
| | 頻度：1 回/年以上 |
| 危険時の措置・届出<br>【第 36 条】 | ≪措置内容≫（一般高圧ガス保安規則第 84 条参照） |
| | 応急措置を行い，製造又は消費の作業を中止，冷媒設備内のガスを安全な場所に移動又は大気中に安全に放出，作業員を退避させること |
| | 上記措置ができない場合，従業者又は必要に応じ付近住民に退避警告すること |
| | 届出先：都道府県知事又は警察官，消防吏員又は消防団員，海上保安官 |
| 火気等の制限<br>【第 37 条】 | 周辺での火気使用禁止，発火物の持込の禁止 |
| 消費の技術上の基準順守<br>【第 24 条の 5】 | ≪技術上の基準≫（一般高圧ガス保安規則条例 60 条　参照） |
| | 1．充てん容器等，バルブ又は配管に係る基準 |
| | 2．消費設備のバルブ又はコックに係る基準 |
| | 3．可燃ガス，毒性ガス又は酸素及び空気の消費に係る基準 |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

**PRTR 法**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①常時使用する従業員の数が21人以上で，対象業種(高等教育機関など)であり，次のいずれかに該当する | 該当なし |
| ・第1種指定化学物質を年間1トン以上取り扱う(特定第1種指定化学物質については 0.5t) | |
| ・ダイオキシン類特別措置法に規定する特定施設を設置(焼却炉など) | 該当なし |

**(B)規制条件**

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 大気・廃棄物への排出・移動量の把握・届出①<br>【第 5 条】 | 対象物質:ダイオキシン類 |
| | 頻度:毎年 |
| | 届出先:主務大臣(県知事経由) |
| | **(PRTR法施行規則第 2～6 条参照)** |

**公害防止整備法**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①製造業，電気供給業，ガス供給業，熱供給業であり，公害発生施設を設置している工場 | 該当なし<br>(対象外の業種) |

**工場立地法**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①製造業，電気供給業，ガス供給業，熱供給業であり，敷地面積が9000m$^2$以上又は建築面積が3000m$^2$以上の新設，又は施設の用途変更を計画している | 該当なし<br>(対象外の業種) |

**ビル用水法**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①指定地域内で揚水設備を設置している/設置計画がある | 該当なし<br>(福井県は指定地域の指定ない) |

**工業用水法**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①指定地域内で揚水設備により地下水を採取して工業のように供している | 該当なし<br>(福井県は指定地域の指定がない，用途も異なる) |

**電波法**

**(A)適用条件**

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①高周波利用設備を所有している／設置しようとしている(総務大臣指定の設備は除外) | 該当なし |
| ≪高周波利用設備≫ | |
| 1．電線路に 10 キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる次の設備 | |
| ・電信，電話，その他通話設備 | |
| 2．無線設備及び1以外の次の設備 | 該当なし |
| ・医療用設備(高周波エネルギーを発生させ，50w以上の高周波出力を持つもの) | |
| ・その他設備(50 ワットを超える高周波出力を使用するもの，電子レンジ，電磁誘導加熱式調理器は除く) | |
| ②伝搬障害防止区域内で31メートル以上の建築物の新築，増築，移築，改築，修繕又は模様替えを計画している | |

| | 計　　画<br>法的及びその他の要求事項 | |
|---|---|---|

## 環境配慮促進法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①次の法人のいずれかであること | (側面の特定はできず) |
| ・独立行政法人 | |
| ・国立大学法人 | |
| ・その他 | |

### (B)規制内容

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 事業年度毎に環境報告書を作成し，公表①<br>【第 9 条】 | ≪記載事項≫ |
| | 1. 事業活動に係る環境配慮の方針等 |
| | 2. 主要な事業内容，対象とする事業年度等 |
| | 3. 事業活動に係る環境配慮の計画，取組体制等，取組状況等，その他 |
| | **(環境報告書の記載事項等の手引きについて参照)** |

## 環境保全活動・環境教育推進法

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①全ての事業者が対象 | 環境教育 |

### (B)規制内容

| 規制内容 | 基準等 |
|---|---|
| 環境保全の意欲増進，環境教育の実施①<br>**【第 10 条】** | |

## 福井県公害防止条例

### (A)適用条件

| 適用条件 | 環境側面 |
|---|---|
| ①排水量が 3,000m³/日以上，又は燃料使用量(重油換算)600kg/h以上である | 該当なし<br>(生活廃水の排出，事業系排水の排出，燃料の使用) |
| ②特定施設を所有している/計画がある | 該当あり<br>ボイラー及び発電機のばい煙設備による。 |
| ≪特定施設≫ | |
| ・焼却炉(火格子面積2m²以上，又は焼却能力200kg以上のもの) | |
| ・発電設備(燃焼能力 50 リットル/時以上のもの)) | |
| ・有害物質を使用・排出する次の施設 | |
| ≪特定施設≫ | |
| ・反応施設　・分離施設　・混合施設　・精製施設　・蒸留施設 | |
| ・脱水施設　・ろ過施設　・成型施設　・薬品処理施設　・エッチング施設 | |
| ・めっき施設　・廃ガス洗浄施設　・洗浄施設 | |
| ≪有害物質≫ | |
| ・カドミウムおよびその化合物　・1・2二―ジクロロエタン | |
| ・シアン化合物　・1・11ジクロロエチレン | |
| ・有機燐化合物　・シス11・21ジクロロエチレン | |
| ・鉛およびその化合物　・1・1・11トリクロロエタン | |
| ・六価クロム化合物　・1・1・21トリクロロエタン | |
| ・砒素およびその化合物　・1・31ジクロロプロペン | |
| ・水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物　・チウラム | |
| ・PCB　・シマジン | |
| ・トリクロロエチレン　・チオベンカルブ | |
| ・テトラクロロエチレン　・ベンゼン | |
| ・ジクロロメタン　・セレンおよびその化合物 | |
| ・四塩化炭素 | |
| ※水質汚濁防止法による届出をした施設を除く | |
| ③吐出口の面積が 19.6 ㎝² 以上の揚水施設を設置している | 地下水の汲み上げ |

| (B)規制内容 | |
|---|---|
| 規制内容 | 基準等 |
| 地下水採取の届出③<br>【第 35 条】 | 《記載内容》 |
| | 1. 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては，その代理者の氏名 |
| | 2. 工場等の名称および所在地 |
| | 3. 特定揚水施設の設置場所 |
| | 4. 特定揚水施設の揚水機の原動機の定格出力および揚水機の揚水能力 |
| | 5. 特定揚水施設のストレーナーの位置および揚水機の吐出口の断面図 |
| | 6. 特定揚水施設の揚水量 |
| | 7. 地下水の揚水量 |
| | 8. その他規則で定める事項 |
| | 届出先：県知事 |

| 健康増進法 | |
|---|---|
| (A)適用条件 | |
| 適用条件 | 環境側面 |
| ①学校，病院における喫煙 | 分煙，受動喫煙 |
| (B)規制内容 | |
| 規制内容 | 基準等 |
| 受動喫煙の防止①<br>【第 25 条】 | 多数の者が利用する施設を管理する者は，利用者に対する受動喫煙防止のための措置に努める |

| 環境配慮契約法 | |
|---|---|
| (A)適用条件 | |
| 適用条件 | 環境側面 |
| ①次のいずれかに該当 | |
| ・国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人 | |
| (B)規制内容 | |
| 規制内容 | 基準等 |
| 排出削減に配慮した契約措置①<br>【第 6 条】 | 基本方針に基づく温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に努めること |
| 締結実績の概要の公表，通知①<br>【第 8 条】 | ≪公表，通知内容≫<br>契約の締結実績の概要<br>≪公表，通知時期≫<br>毎会計年度又は毎事業年度の終了後<br>≪通知先≫<br>環境大臣または独立行政法人等の主務大臣 |

| | 計　　画<br>目的，目標及び実施計画 | |
|---|---|---|

### 4.3.3 目的，目標及び実施計画

1.0 目的

この手順は，福井大学の関連する部門及び階層において文書化された目的，目標及び実施計画を設定するための責任と行動を定めることを目的とする.

2.0 目的及び目標の設定

目的及び目標は，可能な限り測定し，法的要求事項や福井大学の環境方針に整合するものを設定する.

2.1 目的及び目標の設定・見直し時期

(1)目的及び目標の設定・見直しは次のような時に，松岡地区総括環境責任者の判断により実施する.

①学長による見直しの結果，変更の必要が発生した時

②著しい環境側面の設定・変更時

③法律・条例の変更時

④不適合の発生により，目的及び目標の変更を迫られた場合

⑤その他，松岡地区総括環境責任者が必要と認めた時

2.2 目的及び目標の設定・見直し

(1)環境保全等実施専門部会は，次の項目に配慮しつつ目的及び目標の立案を行い，松岡地区総括環境責任者に提出する.

①法律・条例

②著しい環境側面

③技術上の選択肢

④財政上，運用上及び事業上の要求事項

⑤利害関係者の見解

⑥汚染の予防

⑦環境方針

(2)総括環境責任者は，松岡地区総括環境責任者の報告を受けた後，妥当性を判断し，適切な調整等を行い，必要に応じて環境保全等推進小委員会の承認を受けた後，学長に提出する

(3)学長は目的及び目標の承認を行い，総括環境責任者に伝達する．又，総括環境責任者は松岡地区総括環境責任者にそれを伝達する.

| | 計　　画<br>目的，目標及び実施計画 | |
|---|---|---|

(4)松岡地区総括環境責任者は，承認された目的及び目標を【目的・目標一覧】に登録する.

(5)松岡地区総括環境責任者は【目的・目標一覧】をユニット代表者および部局環境責任者に提示する.

## 目的・目標一覧

| 環境方針 | 目　的 | 目　　標 | 著しい環境側面管理番号 |
|---|---|---|---|
| 地球環境負荷の低減 | 総エネルギー使用量の削減（電気・重油） | 前年度比1％以上の削減(*1) | 1 |
| | 紙使用量の削減 | 前年度使用量以下に削減 | 2 |
| | 水道水使用量の削減 | 前年度使用量以下に削減 | 3 |
| | 廃棄物排出量の削減 | 一般廃棄物排出量（附属病院を除く）を基準年度（平成 19 年度）以下とする | 6 |
| 心身の健康 | 学内環境美化 | 指定外場所へのゴミ投棄量をゼロに近づける | |
| | | タバコのポイ捨てゼロを目指す | |
| | 受動喫煙を防止する | 分煙を徹底する | 7，8，9 |
| | 緑に対する関心を高め，学習環境や療養環境の環境整備 | 植栽を管理する | 10 |
| | | 植栽面積を増やすことを検討する | |
| | | 花・緑に関心を持ち，楽しむボランティア活動を支援する | |
| | | 花壇面積を増やすことを検討する | |
| | | 周辺地域と調和した療養環境のあり方を検討する | |
| 関連法規・自主基準の要求事項の順守 | 水質汚濁の防止 | 排水基準の順守 | 4，5，19 |
| | 産業廃棄物排出に関する法律順守 | 有害化学薬品廃液の完全回収 | 20，21，22<br>30 |

(*1) 比較する基準を本学から発生する総熱量を総床面積で除した値とする.

| | 計　　画<br>目的，目標及び実施計画 | |
|---|---|---|

2.3　目的及び目標の実現

(1)各ユニットは，環境保全等実施専門部会の指示により，当該ユニットに係る目的及び目標の実現を目指すこと

3.0　目的，目標の実施計画

この手順は福井大学において設定した目的及び目標を達成するための実施計画を策定し，維持するための責任と行動を定めることを目的とする.

3.1　目的，目標の実施計画の設定・見直し時期

(1)実施計画の設定・見直しは次のような時に，松岡地区総括環境責任者の判断により実施する.

①学長による見直しにより，変更の必要が発生した時

②部局環境責任者から見直し要求があった時

③目的及び目標の設定・変更時

④不適合の発生により，変更を迫られた場合

⑤大規模プロジェクトが発生した時

⑥大規模な設備増強・改善に伴い，変更を余儀なくされた場合

⑦その他，松岡地区総括環境責任者が必要と認めた時

3.2　目的，目標の実施計画の設定・見直し

(1)環境保全等実施専門部会は，次の事項に漏れがないように実施計画の立案を行い，松岡地区総括環境責任者に提出する.

①責任者

②手段（実施内容）

③タイムスケジュール（時期又は期限）

(2)環境保全等実施専門部会は【実施計画（案）】を作成する.

(3)総括環境責任者は，松岡地区総括環境責任者を通じて必要な学内調整を行い，学長に提出する.

(4)学長は実施計画の承認を行い，総括環境責任者に伝達する．又，総括環境責任者は松岡地区総括環境責任者にこれを伝達する.

(5)松岡地区総括環境責任者は，承認された実施計画をマニュアルの【実施計画一覧】に登録する.

| | 計　　画<br>目的，目標及び実施計画 | |
|---|---|---|

3.3　目的，目標の実施計画の実施

(1)各ユニットは，目的及び目標実現のため，当該ユニットに定められた実施計画を確実に実施すること

※実施計画を実施するにあたり，協力業者の協力が必要な場合は，運用管理 3.2　協力業者への依頼に基づくこと

(2)各ユニットは，各実施計画完了後，実施報告書を環境保全等実施専門部会に提出すること

3.4　様式

・FMS433-1　：　実施報告書

| | 計　　画<br>目的，目標及び実施計画 | |
|---|---|---|

## 実施計画一覧

（専門部会とは環境保全等実施専門部会を指す）

| 目　　標 | 実施計画 | 期限／時期 | 実施者 | 責任者 | 運用手順書 |
|---|---|---|---|---|---|
| 前年度比1％以上の削減<br>（総エネルギー） | ホームページ等により毎月のエネルギー使用量を棟別に公表し，省エネを呼びかける | 1回/月 | 環境整備課<br>全ユニット | 専門部会部会長 | 学内広報手順書<br>エネルギー削減手順書 |
| | 自動消灯装置の導入を図る | 都度 | 環境整備課 | 環境整備課長 | 設備新設・改善手順書 |
| | ホームページ等によりエレベータの上2階，下3階へは階段利用での励行を呼びかける | 1回/月 | 環境整備課<br>全ユニット | 専門部会部会長 | 学内広報手順書 |
| | グリーン購入の促進 | 1回/年 | 財務課<br>全ユニット | 財務課長 | 学内広報手順書 |
| | ホームページ等により夏季の冷房温度を28℃以上，冬季の暖房温度を20℃以下とするよう呼びかける. | 6月と12月 | 環境整備課<br>全ユニット | 専門部会部会長 | 学内広報手順書<br>エネルギー削減手順書 |
| 前年度使用量以下に削減<br>（紙） | 学内広報による紙削減の呼びかけ | 1回/月 | 環境整備課<br>全ユニット | 専門部会部会長 | 学内広報手順書<br>紙使用量削減手順書 |
| | 両面プリンターの導入促進要請 | 1回/年 | 環境整備課<br>全ユニット | 専門部会部会長 | 学内広報手順書<br>紙使用量削減手順書 |
| | 学内連絡・会議用事前配付資料をメールで配信し，ペーパーレス化促進要請 | 1回/年 | 環境整備課<br>全ユニット | 専門部会部会長 | 学内広報手順書<br>紙使用量削減手順書 |
| | 保存文書の電子化の要請 | 1回/年 | 環境整備課<br>全ユニット | 専門部会部会長 | 学内広報手順書<br>紙使用量削減手順書 |
| 前年度使用量以下に削減<br>（水道水） | 学内広報による節水の呼びかけ | 6月と10月 | 環境整備課<br>全ユニット | 専門部会部会長 | 学内広報手順書<br>実験器材洗浄手順書 |
| | 実験用吸引，冷却水の循環冷却装置の導入を図る | 都度（立案） | 関連ユニット | 財務課長 | 設備新設・改善手順書 |
| 一般廃棄物排出量（附属病院を除く）を基準年度（平成19年度）以下とする | 廃棄物を分別して回収する. | 都度 | 全ユニット | 専門部会部会長 | 廃棄物排出管理手順書 |
| | メールによりリサイクルを推進し，不要物品を学内で再利用する | 都度 | 財務課<br>環境整備課<br>全ユニット | 財務課長<br>環境整備課長 | 学内リサイクル手順書 |
| 指定外場所へのゴミ投棄量をゼロに近づける | 学内一斉清掃を実施する | 4回/年 | 全ユニット | 専門部会部会長<br>学務室長 | 指定外投棄ゴミ量減少手順書 |
| | ゴミやタバコのポイ捨て禁止を啓発する活動を実施する | 1回/年 | 全ユニット | 専門部会部会長 | 指定外投棄ゴミ量減少手順書 |
| | オリエンテーション等でマナー教育を実施する | 1回/年 | 全ユニット | 専門部会部会長<br>学務室長 | |

## 実施計画一覧（つづき）

| 目　標 | 実施計画 | 期限／時期 | 実施者 | 責任者 | 運用手順書 |
|---|---|---|---|---|---|
| タバコのポイ捨てゼロを目指す | 喫煙者にゴミ（吸い殻）拾いの参加を呼びかける | 年4回 | 環境保全専門部会・全ユニット | 環境保全専門部会長 | |
| | ポイ捨て禁止の明示をする | 年1回 | 人事労務課（安全衛生係） | 総括安全衛生管理者（医学部長） | |
| 分煙を徹底する | 受動喫煙の害について広報する | 年1回 | 人事労務課（安全衛生係）松岡キャンパス学務室（保健管理センター） | 総括安全衛生管理者（医学部長）保健管理センター副所長 | |
| | 喫煙場所の整備の検討 | 随時 | 人事労務課（安全衛生係） | 総括安全衛生管理者（医学部長） | |
| 植栽を管理する | 本学関係業者の手で剪定する | 随時 | 環境整備課 | 専門部会部会長 | |
| 植栽面積を増やすことを検討する | 学内諸機関，構成員からアイデアを募る | 随時 | 環境整備課 | 専門部会部会長 | 学内広報手順書 |
| 花・緑に関心を持ち，楽しむボランティア活動を支援する | 学内外からなるボランティア組織に補助を検討する | 随時 | 環境整備課 | 専門部会部会長 | 学内広報手順書 |
| 花壇面積を増やすことを検討する | 学内諸機関，構成員からアイデアを募る | 随時 | 環境整備課 | 専門部会部会長 | 学内広報手順書 |
| 周辺地域と調和した療養環境のあり方を検討する | 学内諸機関，構成員からアイデアを募る | 随時 | 環境整備課 | 専門部会部会長 | 学内広報手順書 |
| 排水基準の順守 | 有害化学薬品の回収を徹底する | 都度 | 関連ユニット | 専門部会部会長 | 濃厚実験廃液排出手順書 |
| | 排水処理施設の適正管理 | 都度 | 環境整備課 | 環境整備課長 | |
| 有害化学薬品廃液の完全回収 | 大学院生，研究生に教育を行い実験による環境汚染の防止を徹底する | 都度 | 関連ユニット | 専門部会部会長 | 濃厚実験廃液排出手順書 |